

2018年8月

2019年度入学試験
受験生・保護者のみなさまへ

立命館アジア太平洋大学

【2019年度入学試験受験生対象】
災害等に伴う入学検定料の特別措置について

被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

立命館アジア太平洋大学では、災害救助法が適用された地震または台風等の災害により被災した受験生の受験機会を保障するため、入学検定料に対する特別措置を講じ、入学検定料を全額免除することを決定いたしました。

該当する方で特別措置を希望される場合は、下記のとおり所定の手続きをお取りいただきますようご案内申し上げます。

記

1. 対象者

2019年度本学入学試験の志願者で、下記の災害救助法適用地域において被災し、以下のいずれかに該当する場合。

- (1) 家計支持者の死亡または長期の入院もしくは加療
- (2) 家計支持者の居住する家屋の流失、全壊、大規模半壊、半壊または床上浸水
- (3) その他、前2号に準ずる被災として本大学が認めるもの

<災害救助法適用地域>2018年7月23日現在

災害	災害救助法適用市町村		適用日
平成30年大阪府北部を震源とする地震	大阪府	大阪市	6月18日
		豊中市	
		吹田市	
		高槻市	
		守口市	
		枚方市	
		茨木市	
		寝屋川市	
		箕面市	
		摂津市	
		四條畷市	
交野市			
三島郡島本町			
平成30年7月豪雨による災害	高知県	安芸市	7月6日
		香南市	
		長岡郡本山町	
	鳥取県	宿毛市	7月7日
		土佐清水市	7月8日
		幡多郡三原村	
		幡多郡大月町	
鳥取市	7月6日		

		八頭郡若桜町 八頭郡智頭町 八頭郡八頭町 東伯郡三朝町 西伯郡南部町 西伯郡伯耆町	
平成 30 年 7 月豪雨による災害	鳥取県	日野郡日南町 日野郡日野町 日野郡江府町	7 月 6 日
	広島県	広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町	7 月 5 日
	岡山県	岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町 英田郡西栗倉村 加賀郡吉備中央町	7 月 5 日
		小田郡矢掛町	7 月 6 日

	京都府	福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 京丹後市 南丹市 船井郡京丹波町 与謝郡伊根町 与謝郡与謝野町	7月5日
	兵庫県	豊岡市 篠山市 朝来市 宍粟市 赤穂郡上郡町 美方郡香美町	7月5日
平成30年7月豪雨による災害	兵庫県	姫路市 西脇市 丹波市 多可郡多可町 佐用郡佐用町	7月6日
		養父市 たつの市 神崎郡市川町 神崎郡神河町	7月7日
	愛媛県	今治市 宇和島市 大洲市 西予市 北宇和郡松野町 北宇和郡鬼北町	7月5日

	岐阜県	高山市 関市 中津川市 恵那市 美濃加茂市 可児市 山県市 飛騨市 本巣市 郡上市 下呂市 加茂郡坂祝町 加茂郡七宗町 加茂郡八百津町 加茂郡白川町 加茂郡東白川村 大野郡白川村	7月6日
			岐阜市 美濃市 加茂郡富加町 加茂郡川辺町
	福岡県	飯塚市	7月5日
	島根県	江津市 邑智郡川本町	7月6日
	山口県	岩国市	7月6日

※適用地域については、更新されている場合がありますので、内閣府ホームページの防災情報ページも併せてご確認くださいませよう、お願いいたします。
内閣府防災情報ページアドレス：<http://www.bousai.go.jp/>

2. 特別措置の内容

2019年度入学試験（すべての入試方式）において、入学検定料を全額免除します。

3. 必要書類

- (1) 「被災受験生特別措置申請書」※本学所定書式
「その1」（全員必須）、および「その2」（A0入試・推薦入試用）、
- (2) 「罹災証明書」
- (3) その他家計急変を証明する書類（家計支持者の加療・入院等の書類など）

※上記（3）につきましては、該当する書類が不明の場合は事前にお問い合わせください。

<罹災証明書の返却を希望する場合について>

提出された証明書等は原則として返却しません。ただし、罹災証明書に限り、一旦原本を提出していただき、本学で確認のうえ後日返却します。

原本の返却を希望する場合は、下記の手順に従って「返送用封筒」を各自で準備し、提出書類に同封してください（本学所定の封筒はありません）。

- (1) 「返送用封筒」（定形外郵便）を準備し、返送先の住所・氏名を記入、簡易書留郵便の金額の切手（430円）を貼付する。ただし、返送を希望する書類の重さの合計が50gを超える場合は、追加料金分の切手も貼付する。
- (2) 返送を希望する書類を「返送用封筒」に入れる（封はしないでください）。

4. 申請方法・申請期限

必要書類を下記の申請送付先に送付ください。

なお、申請期限については、各入試方式の出願開始前日【必着】までとなります。

※ただし、すでに出願が開始されている以下の入試方式については、第2次選考入学検定料納付期限【必着】とします。

- ・総合評価方式 前期①②
- ・活動実績アピール方式 第1回
- ・英語基準A0方式 第1回
- ・帰国生徒入試B 第1回

5. 審査結果の通知について

申請書類に基づき審査を行い、結果を申請書記載の本人連絡先住所に文書で送付します。

6. その他

- ・申請は、必ず決められた期限までに行うようにしてください。申請期限を過ぎたものは対象となりませんので、ご注意ください。

※ただし、必要な証明書類が期限までに揃わない場合は、事前にご相談ください。

- ・すでに入学検定料を納入された入学試験方式について、特別措置となった場合は対象の入学検定料を返金いたします。

- * ご不明な点があれば立命館アジア太平洋大学アドミッションズ・オフィスまでお問い合わせください。

<申請送付先>

立命館アジア太平洋大学 アドミッションズ・オフィス
入学検定料特別措置係
住所：〒874-8577 大分県別府市十文字原 1-1
電話：0977-78-1120<月～金 9：00～17：30> ※土日祝日を除く

被災受験生特別措置申請書 その1

立命館アジア太平洋大学長 殿

申請年月日： 年 月 日

災害救助法が適用された災害により下記の通り被災しましたので、特別措置を申請します。

フリガナ		生年月日	*西暦で記入
受験者氏名	(印)	年	月 日
現住所	〒 _____ Tel _____		
被災住所	〒 _____ Tel _____		
フリガナ		続柄	
連絡先 (保護者等※) 氏名	(印)	父・母・その他 ()	
	Tel _____		
	メールアドレス		

※ 当該災害により死亡した場合は、代わる方を記入してください。

【申請理由】 該当する区分に○をつけたうえ、被災状況についてできるだけ詳しく書いてください。

- ・ 区分1：家計支持者の死亡または長期の入院もしくは加療
- ・ 区分2：家計支持者の居住する家屋の流失、全壊、大規模半壊、半壊または床上浸水
- ・ 区分3：その他、前2号に準ずる被災として本大学が認めるもの

【被災状況】

【提出する被災状況証明書等】

提出する証明書等を○で囲み、書類を添付してください。「その他」の場合は書類名を記入してください。
(罹災証明書以外は写しでも可)

- ・ 罹災証明書
- ・ その他家計急変を証明する書類
(書類名： _____)

